

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人由岐福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事及び評議員は、無報酬とする。監事は、理事会・評議員会及び監事監査に出席した場合は1日当たり10,000円を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け理事会・評議員会及び監事監査に出席した場合、次のとおり費用を弁償する。ただし施設長が役員の場合は支給しない。

- 2 前項の費用弁償の額は、住居から招集場所までの距離で次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 片道3キロメートル未満 1日につき 1,000円
 - (2) 片道3キロメートル以上10キロメートル未満 1日につき 3,000円
 - (3) 片道10キロメートル以上 1日につき 5,000円

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年9月25日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は平成30年6月22日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。